

東日本大震災で生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する意見書

東日本大震災の発生から1年が経過したが、被災地には膨大な災害廃棄物が積み上げられている。

国は、県内処理を決めている福島県を除き、岩手・宮城両県の災害廃棄物の広域処理への協力を呼びかけ、各地において受入れのための取組が始まりつつあるが、災害廃棄物の安全性などについて、住民から不安の声が出され、受入れを躊躇する自治体が多く見受けられる。

被災地の1日も早い復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が喫緊の課題であり、被災地以外の施設を活用した広域処理の推進が不可欠である。

災害廃棄物の広域処理に当たっては、住民の理解と協力なしには進まないことから、国の責任において、こうした住民の不安を払拭しながら、自治体が将来に向け安心して受入れられる環境整備が必要である。

よって、国におかれては、科学的知見に基づく放射能の影響の検証と安全性の確保並びに十分な財源的措置を講ずるとともに、地方と連携して災害廃棄物の広域処理に対する住民の理解・合意に努め、その早期推進が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
環境大臣
復興大臣
東日本大震災総括担当大臣
殿